

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 名須川 晋

- 1 日時  
平成 30 年 9 月 3 日（月曜日）  
午前 10 時開会、午前 11 時 25 分散会
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
名須川晋委員長、工藤誠副委員長、佐々木朋和委員、柳村一委員、工藤勝子委員、  
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、佐々木努委員、高田一郎委員
- 4 欠席委員  
吉田敬子委員
- 5 事務局職員  
赤坂担当書記、羽澤担当書記、鈴木併任書記、千葉併任書記、工藤併任書記
- 6 説明のため出席した者  
上田農林水産部長、阿部技監兼林務担当技監、佐藤副部長兼農林水産企画室長、  
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、千葉農村整備担当技監、  
伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、岩淵漁港担当技監、千葉競馬改革推進室長、  
及川理事心得、菊池参事兼団体指導課総括課長、多田参事兼農村計画課総括課長、  
照井農林水産企画室企画課長、山本農林水産企画室管理課長、  
関口団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、  
藤代農業振興課総括課長、中村農業振興課担い手対策課長、  
菊池農業普及技術課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、  
伊藤農村建設課総括課長、菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、  
佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、  
村上畜産課特命参事兼振興・衛生課長、大畑林業振興課総括課長、  
橋本森林整備課総括課長、佐藤森林整備課整備課長、久慈森林保全課総括課長、  
森山水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、佐々木漁港漁村課漁港課長、  
菊池競馬改革推進室競馬改革推進監、小原県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
(1) 継続審査  
「漁業権免許の切替えについて」

○名須川晋委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

吉田敬子委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより、漁業権免許の切替えについて調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○森山漁業調整課長 お配りしております資料をごらんください。漁業権免許の切替えについてであります。

まず初めに、漁業権とはどのようなものかについて、御説明を申し上げます。漁業権は漁業法に基づきまして、知事の免許によって設定される権利であります。一定の水面において、特定の漁業を一定期間、他者を排除して営むことができる権利でありまして、漁業者が漁業を営む上で重要な制度の一つとなっております。区画、定置及び共同漁業権の3種に大別されておりました。岸からおおむね3キロメートルから5キロメートルの沿岸域で営まれる漁業が対象となるものであります。それぞれイメージ写真を掲載しておりますが、左から区画漁業権は養殖業がメイン、それから定置漁業権はサケなどを対象とする定置網、共同漁業権はアワビ、ウニなどを対象とするものであります。

詳しい内容につきましては、つづりの最後から2枚目の9ページ、参考資料1をごらんください。漁業権漁業の種類と概要についてです。大別されました三つの漁業権は、海に設置する施設や操業の形態などの違いによりまして、細かく分類されております。網かけしている部分が本県で実態のある漁業権であります。

漁業権は、漁業者が免許を受け、その者が操業いたしますが、一部に漁業協同組合が免許を受け、その漁協の組合員がその権利を利用するという形態があります。これを組合管理漁業権と呼んでおります。

アワビなどを対象とする共同漁業権は、組合管理漁業権の代表の例ですが、区画漁業権の一部にもそのような形態を含む養殖業があります。表中の区画漁業権の表の中に、特定というものがありますが、区画漁業権のうちワカメなどの藻類養殖、ホタテなどの垂下式養殖、ぶら下げる養殖などは特定区画漁業権として区分されておりました。共同漁業権と同様に漁協が免許を受け、それを管理し、組合員がその権利を運用しております。

なお、本県で免許されている区画漁業権は、1件を除き全てが組合管理の特定区画漁業権であります。

1ページの(2)にお戻りください。次に、免許の存続期間ですが、種類によりまして、5年または10年と定められておりました。今年度は8月31日に区画漁業権が、来年2月28日に定置漁業権が期間満了となり、漁業権免許の切りかえとなります。

(3)の表に記載のとおり、特定区画及び定置漁業権の免許期間は5年間。特定区画ではない区画及び共同漁業権は10年間の期間であります。免許切りかえが全国一斉に5年ご

とに実施されており、5年後の次期免許切りかえでは、全ての免許が切りかえの対象となるものであります。現在免許されている種別の件数は、表にござんのとおりであります。

次に2ページをござんください。免許の流れについて御説明いたします。まず初めに、統計データといいまして、県が漁業権の利用実態等の把握を行い、それに基づき県は(2)の漁場計画策定方針というものを策定いたします。これは、本県の実情に合った漁場の利用がされるように、免許するに当たっての基本的な考え方や、本県漁場利用の設定要件等を定めた方針でありまして、県がこれを策定し、関係者へ説明いたします。

その後漁業者や漁協からの要望聴取を行い、その要望を勘案し、(4)、県が漁場計画案を作成いたします。その漁場計画書は、県が定める免許の内容のことですけれども、参考資料といたしまして、10ページをござんください。

漁場計画と漁業権漁場図の例示であります。海面漁業、線で囲まれた部分、設定された免許区域でして、下側の吹き出しは区画漁業権の漁場計画の例示であります。漁場計画は漁業種類、漁業の名称、漁業時期、条件等をそれぞれの漁場を基に設定しております。上側の吹き出しは同様に定置漁業権の例示であります。

漁業法上、県は漁業生産力を維持発展させるために漁場計画を定めることとなっております。なお、計画策定に当たりましては、近隣漁場との調整や船舶航行への影響などから、関係機関との調整等をいたします。

続きまして、2ページの(4)にお戻りください。県が作成いたしました漁業計画案につきまして、その内容を海区漁業調整委員会に諮問し、委員会はこれを審査、県に答申いたします。県は、委員会から計画は妥当との答申を受けて漁場計画を樹立し、県報で公示いたします。

これを受けまして、漁業権の取得を希望する者は、漁業計画に基づき、県に免許申請書を提出し、県はこれを審査いたします。その後県は申請者に免許するのが妥当か、これを海区漁業調整委員会へ諮問し、委員会は免許申請者の適格性や、場合により免許の優先順位について審査し、県に答申をいたします。県は委員会から申請者への免許は妥当という答申を受け、この者に免許し、その結果を県報で公示いたします。

下の囲みの記載の中、免許申請者の適格性についてであります。特定区画漁業権の場合は、この漁場を利用する漁業者が一定以上の割合で所属している地元の漁協に適格性があるということになります。また、定置漁業権の場合は、漁業、労働に関する法令を守り、漁村の民主化を阻害しない者に適格性があるということが特定されております。

また、2の免許の優先順位ですけれども、一つの漁場計画に複数の免許申請があった場合には、県は法定された優先順位によりまして、免許権者を決定することになっております。特定区画漁業権の場合は、地元漁協が最優先で、定置漁業権においても、地元のより多くの漁業者が構成員となっている者の優先度を高く設定しています。

ここまでの免許の流れですけれども、今年度の免許切りかえのお話をいたしますと、特定漁業権につきましては、去る9月1日付で免許を終えたところでありまして、定置漁業

権につきましては、来年3月の免許に向けて、現在漁業計画案の策定をおおむね終え、10月に予定されている海区漁業調整委員会への諮問に向けまして、関係機関との協議を行っているところであります。

続きまして、3ページをお開き願いたいと思います。漁業権漁業の現状と課題についてです。本県の養殖業は、ワカメ、昆布、カキ、ホタテ、ホヤなどが営まれております。震災以前から生産量、生産額はともに減少し、震災で落ち込んだ後、7年経過した現在も回復には至っておりません。また、下側のグラフは養殖施設台数と行使者数の推移ですが、震災後はともに伸び悩んでいる状況であります。

4ページをごらんください。漁業権の現状と課題につきまして、一つに漁業就業者の高齢化、減少に伴いまして、養殖施設台数が減少。それに伴い、生産量が低位で推移しております。次に、漁業就業者の高齢化、減少によりまして、未利用漁場が増加し、漁場の生産力を十分に利用できていないことがわかります。さらに、施設1台当たりの生産効率も低下しているという状況にありまして、課題といたしましては、空き漁場の解消、漁場利用の高度化による生産量の回復、増大が課題となっております。

次に、5ページをごらんください。本県の定置網は、サケ、サバ、スルメイカ、ブリ、イワシなどが漁獲されておりますが、漁獲量、漁獲金額とも変動しつつもやや減少傾向にあります。また、下側のグラフは、漁獲量、漁獲金額の魚種別の構成比を示しておりますけれども、ともに青色で示しているサケの割合が減少しております。

6ページをごらんください。定置漁業権の現状と課題であります。1に、サケの不漁によりまして、漁獲量は低位で推移しており、漁獲に占めるサケの割合も低下している。2に、サケの不漁は平成30年度漁期も続く見込みであります。3に、本県の定置網の多くはサケを主体に計画しており、収益の増大が困難な状況となりまして、経費の節減、採算性の向上による経営の改善、安定化が課題となっております。

次に、7ページをごらんください。これらの現状、課題を踏まえまして、今年度の免許切りかえでは、どのようなことに重点を置いて漁場計画を策定するのかということですが、区画漁業権では、空き漁場の解消、漁場の高度利用を図りまして、生産量の回復、増大により経営の安定化を目指すことを基本といたしまして、改善すべき漁場について、漁場計画の対象については、意欲ある漁業者への生産規模の拡大、それから協業化による生産の拡大、他地区からの行使者の参入、漁協による自営養殖等を促進いたします。漁場の高度利用につきましては、漁場の新設、漁場に適した養殖対象種目の設定、採算性の低い漁場の統廃合といった取り組み、視点によりまして、計画の見直しを行うことといたしました。

また、定置漁業権では、秋サケを主体としながらも、経費の節減や採算性の向上などにより、経営の改善と安定化を目指すことを基本といたしまして、改善すべき漁場について、経費の節減については操業船団の集約化、採算性の低い漁場の廃場、採算性の向上につきましては、漁場の統廃合、操業時期の延長や対象魚種の変更といった取り組みをしていた

だき、計画の見直しを行うこととしております。

次に、8ページをお開きください。これらを踏まえまして、今年度の切りかえに向け策定いたしました漁場計画策定方針により、実際どのような計画の見直しをしたのか、あるいはしていくのかということについてですが、この表中、区画漁業権の空き漁場の解消に対しましては、規模拡大が6件、協業化が3件、他地区からの参入が1件、漁協自営養殖が3件であります。漁場の高度利用につきましては、漁場の新設が2件、養殖種目変更が22件、採算性の低い漁場は廃場が3件で、改善すべき漁場についての計画の見直しを行いまして、計133件の免許をしております。

また、定置漁業権の経費の節減につきましては、操業集約化が3件、漁場の廃場が1件、採算性の向上は、操業時期の延長が3件、対象魚種の変更は1件で計画の見直しを行っております。現在、合計81件を計画しております。

ここまで平成30年度免許切りかえについての説明をいたしました。今般、次期漁業権免許の切りかえに向けました改革の方向性が示されておりますので、あわせて6番で御説明いたします。

国は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた就業構造を確立することを目指しまして、6月に水産政策の改革を決定いたしました。

この改革で、漁業権制度につきましては、適切かつ有効に漁場を活用している場合は、その継続利用を優先するというを前提に免許の優先順位の法定制を廃止することとしております。

これまで漁協が優先的に漁業権の免許を受け、主体的に管理を行っております。一部の漁協は国の改革によって企業等が漁業に参入し、それによって漁村に混乱が生じることを懸念しております。

県といたしましては、国が目指す成長産業化、所得向上等につきましては重要な方向性であると認識しておりますが、現時点で国の施策の具体的内容は不明でして、国は今後具体化に向け、関係者の意見を聞きながら進めていくということにしておりますことから、県では関係漁業者の意向を把握いたしまして、それらが取り入れられるように国に働きかけてまいります。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○工藤勝子委員 基本的なところをお伺いいたします。東日本大震災津波後、漁業の人たちのなりわいの再生も大きく変わってきているのではないかと考えています。そういう中において、今漁業をしている人たち、いろんな面がありますけれども、岩手県でどれくらいの人たちが漁業を一まとめにして営んでいるのか。担い手の不足ということも今回の改革の中に入ってきているわけですが、その中で何割とか、何人でもいいのですけれども、担い手として今漁業をやっている状況なのかを、まずお伺いいたします。

○森山漁業調整課長 震災前の漁業経営体数につきましては、平成20年の専門の事業経

営体が 1,429 経営体。これは兼業が 3,775 件ありまして、トータルで 5,313 経営体が経営しておりました。その後、平成 25 年度は 3,857 経営体となっております、平成 5 年と 25 年度を比べますと、約半分、53.9%が減少している状況であります。

○**工藤勝子委員** いろいろな課題等も提供されているわけでありましてけれども、では宮城県の例をとりますと、例えば組合を農協のように大きく統合しようと、それから、民間のいろいろな事業者にも漁業をやってもらおうと。農業は、すごく今民間が入っているわけですがけれども、なかなか漁業はそこまでは進まない状況にあるわけです。そういう中において、この漁場の統廃合という形が出てきますけれども、統廃合にかかる壁、なぜできないのか。その辺の課題を、漁業はわかりませんので、さらに詳しく教えていただきたいと思っております。

○**森山漁業調整課長** 漁場の統廃合ということですがけれども、今回の見直しにつきましては、改善すべき漁場につきまして、漁協の意向等も勘案しながら計画の見直しを行ったものであります。漁場計画の見直しでは、要望があること、それから調整がとられていることを前提に計画しております。特に定置漁業権につきましては、例えばある漁協が生産拡大のために、沖に漁場を出したいと希望しても、近隣の漁場がそれをやられては自分の網に入らないので困るといった状況があって、同意がとれないという場合があります。そういったこともありますので、要望どおりにいかない部分もあります。

○**工藤勝子委員** 8 ページの中で、国は 6 月に水産政策の改革というのを打ち出しているのです。これに対して、今度は県がどのような方向で漁業者を指導していこうとしているのか。いろいろなまとめの中で漁業者の意向を把握すると言っていますがけれども、この把握をどの程度までまとめようとしているのかお伺いいたします。

○**森山漁業調整課長** 国からは、6 月にこの改革の方向性として示されたところでありますが、具体的なことがなかなかまだ示されていない段階にあります。今後その整備等があると聞いておりますが、その状況を見ながら漁業者の意向が反映されるように対応したいと考えております。

○**工藤勝子委員** 震災後いろんな形の中で、漁業権を放棄している人たちがいると思うのです。空き漁場もあるという話も聞いておりますが、どれくらいの人たちが漁業権を放棄されているのでしょうか。

○**森山漁業調整課長** 具体的な数字につきましては、お示ししている資料の 3 ページをごらんいただきたいと思います。3 ページの下のグラフです。オレンジの線が行使者数として、東日本大震災津波前の平成 22 年は約 2,600 人ほどであります。それが東日本大震災津波により、平成 23 年には 1,500 人を割り込んだ数字になりまして、その後は一部回復しておりますが、やはり高齢になったり、東日本大震災津波を機会に漁業をやめるという方もいらっしゃるして、直近の平成 28 年には、1,678 人となっております。

○**工藤勝子委員** 部長にお聞きしたいと思います。私はこの岩手県は、やはり農業と同じように漁業の振興というのは非常に大事だろうと思っております。そういう中において、

いかに担い手を育てていくかということも非常に大事ですし、農業と違って、海の仕事というのは命がけの仕事をしているのではないかと私は思います。今後岩手県の水産業を振興させていくために、何が一番大事なのか、県として漁業を振興させていくためにどういう政策をしようとしているのかをお伺いしたいと思います。

○上田農林水産部長 ただいま委員からお話がありましたとおり、特に東日本大震災津波、その他さまざまな災害を沿岸部では受けておりまして、そういった中で復興を進めていくためには、やはり水産業が核となって地域の産業を支えていくということが必要だと考えております。

これからのことではありますが、先ほど申し上げました災害復興をまずきちんと図るということになるかと思えます。ハード整備については、一定程度のところまで進んでおります。ただ、そういったハード整備を、いわゆる本当のなりわいの再生に結びつけていくということがやはり大事だと考えておりまして、まず一つは、先ほど担当から申し上げたとおり、従事している方々がやはり減ってきていると。これは、高齢化の部分もありますし、さまざまな要因があるかと思えます。そういった担い手を育成していくということが非常に大事だと考えております。

その中でさまざまな取り組みがございますが、漁協ごとに地域営漁計画を立てていただきましたし、担い手育成ビジョンというのもつくっていただきました。さらに、来年度からはいわて水産アカデミーを開校して、そういった地域地域での漁業、水産業の担い手となる人材を、県が直接に、あるいは関係団体と連携しながら育てていくという取り組みを進めることが大事と考えております。

いま一つは、やはり生産量のアップということかと思えます。大変残念ですけれども、漁獲量はそれほど伸びていない、というよりも低迷しておりますので、まずは主要魚種をどうするかというのが大変大事であります。まずサケについては、4億尾を一応の目安としておりますけれども、稚魚を確実に放流していく。元気な稚魚を一定数放流いたしましたので、きちんとその子供たちが大きくなって戻ってくるという仕組みをつくりたいということでもあります。これについては、研究も重ねながら、さまざまな取り組みを進めているところでありまして、特に温かい水にも強い、そういった稚魚を放流していくことを進めているところであります。

そういった中で、北上川水系の稚魚を活用する方法、あるいはどういった稚魚が元気なのか、元気に育てるにはどうしたらいいかという研究あるいは取り組み等をさらに進めてまいるところであります。そういったことを通じまして、沿岸の基幹産業である水産業、特に漁業ですけれども、振興を図ってまいり、そして東日本大震災津波からの復興もあわせまして地域の産業、特に沿岸地域の振興を支える水産業を育ててまいりたいと考えています。

○工藤勝子委員 今年はサンマが豊漁なようでありましてけれども、秋になってサケもサンマのように帰ってきてほしいという思いがあります。そういう中において、昔は遠くの海

に出るよりは、育てる漁業という話があったわけです。確かに元気な稚魚を育てるのも、多分育てる漁業の一つに入ってくるのだらうと思いますけれども、近海ではどの程度育てる漁業ができるのかというところも、今後やはり大きく漁業が伸びていく状況につながってくるのではないかと考えているところでもあります。この育てる漁業という言葉は余り聞かなくなりましたけれども、どのようにしているのか、そこを聞いて終わりたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 育てる漁業の今後の取り組みであります。我々、いわゆるつくり育てる漁業と言っております。この中には、今日御説明した区画漁業権、これは養殖漁業ですが、それが含まれます。そのほかにいわゆる栽培漁業と言っている漁業で、この中にサケも含めアワビ、ウニ、種苗、稚貝等を生産して、それを海に放して、海の手で大きくして回収すると。いずれも人の手が入っているので、これについて、つくり育てる漁業ということで申し上げさせていただいているところです。

養殖につきましては、今日説明した形で、空き漁場の解消、あるいは高度な生産性への取り組みのための今回の漁業権の切りかえを行っておりますので、まずこれがしっかりと定着するような、収益が上がるような形で進めていきたいと思っております。

サケにつきましては、先ほど部長が申したとおり、健康な種苗をつくって、放していくということになります。

それから、アワビ、ウニにつきましても、岩手県栽培漁業協会で種苗をつくっております。この種苗をしっかりと放しまして、漁場管理をして生産量を上げていくというような取り組みを進めていきたいと考えております。

つくり育てる漁業は、本県の生産額の大体7割ぐらいを占めておりますので、既に定着はしていると思っておりますが、今後さらに生産量の増大等に取り組んでまいりたいと思っております。

○神崎浩之委員 漁業権というのは非常に重い権利だと思っております。2ページ目についてお聞きいたしますけれども、今まで長い期間の中で漁業権の更新、調整等で大きな問題というか、調整にエネルギーを使った事案等があれば、教えていただきたいと思っております。

それから、1ページの下の方に免許期間5年というのがあります。これは5年前であります。震災後だと思うのですが、そのときの免許の更新では、震災前と比べて大きな変化があったのかどうか、そのことについて教えていただきたい。

○森山漁業調整課長 過去の漁業権免許の切りかえに係る大きな問題はということですが、手元に資料がないので、私の記憶だけですけれども、定置漁業権の免許の切りかえの際に、今まで免許を所有していた漁業生産組合が免許の取得を希望したのですが、同時に漁場計画に対し、地元の漁協が免許申請をいたしまして、優先順位の審査がそのとき初めて行われたのですが、そのときはやはり規定された事項に従いまして、地元の漁協に免許されたという経緯はあります。

それから、東日本大震災津波前後における免許更新の変化であります。平成25年度の



免許切りかえのときは、まだ東日本大震災津波後の混乱が続いている段階でして、基本的には今までの免許を継続して切りかえをする、更新するという考え方で対応しました。国も切りかえに当たっては、そういう状況だからやむを得ないということで指導がありました。

○**神崎浩之委員** 東日本大震災津波後は混乱しているということで、免許はそのままということだったと。今回はその影響というか、調整というかが出てくるのかなと思うのですが、そのあたりのことをお聞きしたいと思います。今回の更新の申請で、東日本大震災津波後の影響が出てくるのか、その辺が一つ。

それから3ページのグラフですが、東日本大震災津波後、非常にくっくと落ちて、極端に言えば半分ぐらいになっています。これは、あくまでも東日本大震災津波の関係なのか、それとも海を取り巻く環境の変化なのか。東日本大震災津波を契機に落ちている状況に見えますが、昨今も海の環境が変わっているということで、4ページの上にはさまざまな課題が書かれています。生産量、生産額、施設台数、行使者数の推移、この減っている理由についてどのように分析されているのか、教えていただきたい。

○**森山漁業調整課長** 今回の免許切りかえにつきまして、東日本大震災津波後の影響、対応であります。先ほど御説明したときに、ちょっと触れたと思いますけれども、東日本大震災津波により、以前からも担い手の減少というのは傾向としてあったわけですが、それが加速度的に進みまして、それまで何とか頑張っていた高齢の漁業者もそれを機会にやめてしまったという、大きなターニングポイントになったわけがあります。

それらの影響から生産量が、人が減っているということは当然洋上に浮かべられる施設の台数も減るわけで、そうすると養殖の生産量も減るという影響が出ています。このため、今回の切りかえにつきましては、例えば若くてもっと意欲のある、自分は広い漁場で養殖をしたいという希望がある方がいらっしゃれば、そういった方たちに積極的に漁場を使っただけでなく、フォローなどをしております。

それから、漁獲量の減少が東日本大震災津波の影響なのか、環境の影響なのかということですが、定置漁業権について、サケは先ほど伊藤水産担当技監から説明がありましたとおり栽培漁業であって、種苗を生産して、成長を海に委ねているという業種ではありませんけれども、そのほかの例えばサバとかスルメイカとかイワシとか、そういったものは天然資源に由来しているものでありまして、当然海の環境が変われば資源量も増減するということがあります。よって、サケの漁獲量の減少については現在解明中でありまして、その他の魚種につきましても環境的な変動がありまして、それも含め調査中です。

○**伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長** 3ページの上の養殖生産量が減っているのは東日本大震災津波の影響なのか、それとも海の環境なのかということなのですが、3ページの下の方の養殖施設台数と行使者数の推移を見ていただきたいのですが、人が減少したことによって養殖の施設台数も減っており、東日本大震災津波前と比べて、大体65%に減っております。上の生産量を見ますと、東日本大震災津波前と比べて生産量は、現在大体60%

なので、やはり人が減少して施設台数が減少したことが、生産量が下がっている一番の要因ということですか。

今回の切りかえにおきましては、森山漁業調整課長も申しましたが、1人当たりの漁場の使用数、施設台数を拡大等することで、1人当たりの生産量をふやしていくという形で全体の生産量を増加させていきたいという考え方であります。

○**神崎浩之委員** 人が問題なのか、環境が問題なのかによって、取り組みというのは変わってきますよね。何に力を入れればいいのか。多くは人の問題だと思います。

4ページの上に、施設1台当たりの生産効率も低下しているとありますが、普通は農産品でも何でも効率化を求めていると思うのですが、これはどういうことなのかということ。

また、7ページの真ん中にある採算性の低い漁場とはどういう物差しで採算性の低い漁場と捉えているのか。この生産効率の低下と、採算性の低い漁場という定義についてお伺いしたいと思います。

それから、これらのことに対して、今回の更新において、県はどうかかわってというか、誘導していく機会があるのかということを知りたいと思います。漁業権というのは、やはり放したくないところがあると思うのですが、先ほど工藤勝子委員もお話しされていましてとおおり、なかなか統廃合も進まない。その中で権利というのがあって、こういう課題があって、それに対して今回更新という機会があるわけなのですが、県とすればどういう会議、研修、説明等の中で、漁家の皆さん、組合の皆さんに対して誘導というか、指南をしていくのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○**森山漁業調整課長** 1人当たり、施設1台当たりの生産効率の低下についてであります。養殖業では、種をぶら下げて、それが海で成長していく過程の中で、例えば株分け、分散と言いますが、カキとかであれば、そういった分散をすれば、あとはホタテにいろんな雑物、別な生物がついてきたりすることがありますので、それを想定して掃除したりといった作業が欠かせません。これは、漁業者が高齢化したり減少していくと、なかなかそういった作業に十分な時間がとれず、やはり施設1台当たりの収量が上がらないということが生じています。

それから、採算性が低い漁場についてですが、漁業権免許の切りかえのたびにというか、定期的に漁業権行使状況調査を行っております。要はその漁場をどのように使っているのか、どの程度生産を得ているのか等を調査しております、それを統計データとして把握しております。

また、更新についての今後の漁業者に対する誘導ということではありますが、免許の切りかえというのは、まず5年に1度の機会ではありますが、漁業生産の拡大等につきましては、水産振興ということで、我々常日ごろの業務の中でそういった取り組みをしておりますので、漁業権免許の切りかえだけにかかわらず、そういった誘導に取り組んでいるところであります。

○**佐々木宣和委員** 先ほどもサケの話も出ていたので、私もまず聞きたいのですけれども、

漁獲量、金額の魚種別構成割合では、漁獲金額でもサケが 65.5%と。予想以上に高い数字だ、割合だなどと思っていますが、漁獲量は一番とれた時期で 7 万 4,000 トンぐらいだったのが 1 万トンを切るような状況。先ほど部長がおっしゃいましたけれども、県当局では、サケ稚魚の 4 億尾放流体制等々、さまざまな取り組みをしているけれども、それ以上にとれていないような気がしていて、すごく不安なところがあります。

今回免許切替えにかかる漁場計画の見直しのうち、定置漁業権のところですが、県がエリアを検討して設定すると思えますけれども、こっちのエリアにしたほうが漁獲量が上がるということで、場所を変えたとか、そういった検討というのは行われたものなのでしょうか。

○**森山漁業調整課長** 漁場計画の策定に先立ちましては、要望調査をいたします。その過程で例えば沖に出したいとかという要望が確かにありますが、漁業調整が必要でありまして、やはり近隣漁場に了解してもらえないと、なかなかその要望がかなえられないという状況があります。サケ資源を皆さんで均等に利用することが必要でありますので、そういった調整を図りながら、了解がとれば移動ということもあると思えます。

○**佐々木宣和委員** 恐らく先ほど工藤勝子委員の質疑のときもそういった話があったと思うのですが、結局場所を変えて、ではトライをしてということぐらいしかやれない部分もあるのかなと思ったりもして、恐らく今までのエリアがあるので、調整するのはすごく難しいと思うのですが、変えられるところでチャレンジできる部分があれば、ぜひやっていただきたいと感じたところです。

繰り返しになりますけれども、平成 28 年台風第 10 号災害から、ふ化場も 3 カ所復旧して、先ほど申し上げたとおり、サケ稚魚の 4 億尾放流体制ももとおりになってというところで、そしてまた北上川水系の高水温耐性の種苗確保もやられているのですけれども、それ以上に環境の変化というのが激しいと。

この間前回の農林水産委員会で、恐らく説明があったかと思えますけれども、減り方のぐあいとんでもない減り方をしているというところで、今日も改めて、サケの漁獲金額が占める割合が 6 割方というところを見て、やはりどんどんチャレンジをしていかないと間に合わないし、漁民の方々も不安なのだろうというのを感じておりまして、その取り組みはやはりスピードを加速して取り組んでいただきたいという要望であります。

また、もう一つ伺いたいのは、東日本大震災津波で百八つの漁港が被災して百八つを戻したというところで、漁港の整備に関して、漁業権の先にある話ですが、平成 29 年から平成 33 年まで、国で新たな漁港漁場整備長期計画を策定されまして、重点課題として四つ、水産業の競争力強化と輸出促進、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上、大規模自然災害に備えた対応力強化、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわい創出というものが示されております。

特に岩手県の場合は全ての漁港が復旧したと。では、次に将来にどういう期待感を持たせることができるのかというときの新たな目標感になるものなのかなということを押さえて

いますし、先般、漁港漁村協会で漁港研修があり、沿岸の漁港を全て回らせていただきましたけれども、各地で新たな漁港漁場整備長期計画に対する期待感というの伺ったところと、重点課題の四つ目の漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出というところと、今までは事業量である程度目標感というか、このぐらいの地区でこういった整備をしますというものが示されているところですが、県内の漁港からどういう要望があって、県としてそれを吸い上げて、どのぐらいの目標感で達成させていこうと考えているのかということ伺いたしたいと思います。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港整備の今後についてであります。委員も御承知のとおり、今までずっと復旧復興を一生懸命やってきました。そういった中で、今現在 108 漁港のうち 107 漁港で復旧がおおむね完了しております。漁港の機能としては、ほぼ復活したという状況であります。

漁港ストックの有効活用につきまして、国でも非常に重点的な部分として位置づけております。県といたしましても、今年度から既に整備を着手しております、一つの事例ですけれども、宮古市にあります重茂漁協で、漁港の静穏水域を活用して、その中にアワビの増殖場を整備しました。こういった取り組みにつきまして、今後水産資源の増大に向けて、漁港の中を有効活用しながら水産資源をふやしていきたいというのを、漁業者のニーズがあれば積極的に進めていきたいと考えております。

実際ナマコの増養殖も、試験的に何カ所かで始まっておりますし、県としてもそういった取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○佐々木宣和委員 今回の資料でもありましたけれども、高齢化というところと担い手不足、さまざま課題があるわけですが、うまく国と連携をしながら、また先ほども漁港の基盤整備事業ではなくてストックの最大限活用というところで、恐らく各地域からの要望というの具体的なところであるようになってくるかと思っております、地域からの声をきちんと拾い上げた上で、実現可能性が高くなるように取り組んでいただきたいと思います。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって、漁業権免許の切替えについて、調査を終了いたします。

この際、執行部から、主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について、発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池農産園芸課総括課長 お手元に配付しております、主要農作物の生育状況と今後の技術対策について、御説明いたします。

まず 1 の (1)、これまでの気象経過についてであります。7 月 3 日に開催された農林水産委員会後の状況について御説明いたします。気温は 7 月第 2 半旬を除き、高く経過しました。8 月に入ると高気圧により晴れた日もありましたが、前線の影響により低温が続く

日がありました。降水量は7月第3半旬から第6半旬まで非常に少なかったのですが、8月第1、第4半旬に前線や低気圧の影響により、県内で広く大雨となりました。

次に、2の生育状況と技術対策についてです。まず、水稲についてであります。県全体の出穂割合が50%を超える出穂盛期が8月3日。これは平年より3日ほど早く、登熟は順調であると見込まれます。また、農林水産省が発表した8月15日現在の作柄概況では、もみ数は平年に比べやや多い、登熟は平年並み、本県の作柄はやや良と見込まれているとのことです。なお、やや良は、平年比の102%から105%に相当します。

今後の技術対策ですが、黄色になったもみの割合が80%から90%に達した時期を目安に、刈り取り適期判定シートなどを活用し、高品質、良食味米生産のための適期収穫の徹底を指導してまいります。

次に、2ページに移りまして、(2)の大豆・麦であります。大豆の生育は7月下旬の水不足の影響により、一部で開花がややおくれたところがありました。現在の生育は順調となっております。小麦は7月下旬に収穫を終えておりますが、7月上旬の降雨の影響による穂発芽が一部で見られるなど、全体的には平年と比較して若干の減収、品質の低下となりそうです。

技術対策としては、大豆は圃場内の雑草抜き取りなどにより、コンバイン収穫時の汚損粒の発生を防ぐこと、麦の播種は9月中旬から始まりますが、地域、品種別に適期播種の実施を指導しています。

次に、園芸分野の野菜であります。果菜類は収穫ピークを迎えて、この暑さのために一時草勢が低下したものの、回復傾向にあります。露地ピーマンで発生していた尻腐果の発生は、降雨によりおさまってきています。葉菜類は高温乾燥の影響により、キャベツやホウレンソウでは生育が抑制され、ネギでは葉先枯れ病などが見られたものの、現在は回復傾向にあり、レタスの生育はおおむね順調です。

今後の技術対策は、ハウス施設について、果菜類では気象条件に応じた温度、かん水管理に加え、換気を徹底すること、葉菜類は病虫害防除や管理作業を適切に行うとともに、適期収穫の徹底によって収穫率の向上を目指すよう指導しているところです。

次に、果樹であります。リンゴは満開期が平年より7日程度早まったことなどから、現在平年よりも果実は大きく、糖度もやや高目となっております。ブドウについては順調に生育しており、糖度は平年よりかなり高目となっております。技術対策については、リンゴ早生種の収穫期は平年並みからやや早目となることが予想されることから、果実品質を確認しながら適期収穫を徹底すること。ブドウは、収穫期が例年よりも早まると予想されることから、食味を確認の上、品種ごとの適期収穫を励行することとしております。

次に、花卉であります。リンドウの盆向け品種はおおむね需要期のお盆に収穫になりましたが、コギクの8月咲き品種の収穫期は、7月の高温乾燥の影響によってややおくれました。今後の技術対策についてであります。リンドウ、コギクとも防除情報を参考に、適用薬剤での防除を行うよう指導しているところです。

最後に、8月22日現在における全農岩手県本部扱いの主な野菜と花の販売実績の今年度の累計を取りまとめておりますので、御説明します。

まず、表の左側の野菜の出荷数量ですが、果菜類のキュウリ、トマト、ピーマンは前年並みの数量ですが、ホウレンソウ、キャベツ、レタスの葉菜類はおおむね1割から2割の減となっています。

右隣の単価を見ますと、キュウリやピーマンが前年の3割程度、キャベツにあつては4割を超える高値となっていることにより、右端の販売額にあつては、野菜全体を見ましても、前年比123%となっております。

また、表の下段、花卉の出荷数量の前年比ですが、リンドウは102%、コギクはお盆出荷に間に合わなかったことから87%。単価では、コギクが出荷数量が少なかった分高くなっており、前年比113%、販売額ではリンドウが106%、コギクで99%、花卉の計では103%となっております。

○名須川晋委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○工藤勝子委員 農作物の生育状況、そしてこの暑さ対策の情報をいただきましてありがとうございます。昨日の日本農業新聞に発表になっておりましたが、これはこれでいいのですが、暑さ対策で、畜産はどうなのでしょう。畜産関係の方にお聞きしたいと思えますけれども、うちの牛だけか、家畜人工授精師がこの地域で非常に発情が弱いと。種つけがおくれています。そういう関係で、乳価というのでしょうか、酪農家の乳量は落ちなかったのでしょうか。

それから、岩手県内の県北のほうでブロイラー、養鶏等もありますし、県南のほうでは養豚もありますが、これに関する暑さ対策はきっちりと行われて、何もなく順調に推移しているのかをお聞きします。

○菊池畜産課総括課長 畜産についての種別の影響の状況であります。前回の委員会でも御報告させていただきましたが、ブロイラーにつきましては、7月は過去の年度と比べまして、熱死の発生はかなり下回っていたのですけれども、8月の状況で、やはりここに来てちょっとふえてきております。実際の羽数につきましては、県内9市町村33農場で1万8,500羽程度という報告になっております。例年であれば、お盆を過ぎれば涼しくなって少なくなるのですが、今年度につきましては8月が暑かったということで、ブロイラーへの影響はそのようになっています。

それから、乳牛につきましては、具体的な数字の報告はないですが、やはりこの暑さの影響で、9月になるとぐっと乳量が減ることが想定されます。実際にここに来てやはり減っているという話も聞いております。

さらに繁殖の成績もやはり影響が出ておまして、分娩間隔が悪くなるであるとか、そういう影響が出ておますので、その部分につきましては、県としては、これまで家畜保健衛生所等を通じて、農場に対しての注意喚起の通知を2回ほど行っております。

具体的な対応とすれば、例えば屋根に散水するであるとか、あとは室内にミスト散布を

行うであるとか、具体的な対応について、家畜保健衛生所を通じて農場に対して周知しているという状況であります。

○**工藤勝子委員** ぜひ私たちも具体的なものを資料として欲しいので、そういうものを把握していることであるならば、今後こういう農作物と同じように情報をできればお寄せいただければいいのかなと思っております。

もう一点、聞いたほうがいいか、やめたらいいかで悩んでいたところなのですが、マスコミで報道されておりました、八幡平市の牛の関係です。県としても岩手県の畜産のブランドには影響はないという話がありました。なぜああいうことが発生するのか、私も不思議でならないのです。生まれて数日ですか、何週間かたてば耳標がついてしまうわけですね。そして最後まで耳標がついて流れていくわけです。これが取り外されたわけですが、なぜあそこでああいう交換ができるものなのか。なぜああいう事案が発生したのか、県がどの程度把握されているのか。そして、指導体制は県ではないかもしれませんが、八幡平市なのか畜産協会なのか、どの辺なのでしょう。こういう事案は初めて聞きましたので、県はどのような対応をとられているのかお聞きしたいと思います。

○**村上特命参事兼振興・衛生課長** 今御質問がありました八幡平市のトレーサビリティ、耳標の関係についてお答えいたします。

本事案ですけれども、関係している農場は2農場あり、肥育農場の共栄畜産と育成農場であります神明畜産で耳標のつけかえを行っていたという報道がなされております。

これにつきましては、我々としましても、もともとはこの農場を運営する会社から、死亡牛の埋却とか耳標のつけかえを行っていたという報告がありまして、トレーサビリティにつきましては国が所管しておりますので、東北農政局に報告をしております。

なぜそういった事案が生じたかといいますと、農場の方の話では、数年前に一時期に死亡する牛が多かったとか、そういった事故が重なったときがありまして、何度もそういう事故があったというのを本部に伝えるのはつらかったと。それを回避するためにこのようなつけかえ等の事案が生じてしまったと伺っております。

県としての指導体制であります。先ほどもお話ししましたが、報告を受けまして、直ちに東北農政局に報告をしております。

このいわゆる牛トレーサビリティ法に基づく措置につきましては、国が執行することとされております。県は国に協力する立場とされておまして、国との情報共有を図りながら、実際に立入調査等にも立ち会いをさせていただいております。必要に応じて国が行う調査には協力することとしております。

○**工藤勝子委員** 牛をいっぱい飼っている農場だからという言い方はないでしょうけれども、少数だったら絶対そんなことなんかできるわけないですよ。100頭未満だったらできないと思うのですが、岩手県内で、例えば500頭とか、たくさん飼っている畜産農家というのはどのくらいいらっしゃいますか。

○**菊池畜産課総括課長** 1,000頭以上飼っている肥育経営体が県内に5農場あります。

○工藤勝子委員 こういうことは今までもなかったことだし、これからだってあってはならないことだし、ないだろうと思いますけれども、例えば県として、今回の事案を受けて、それぐらい飼っている農場に対して、何か調査するとか、そういうことをやろうとしているのか。いや、もうそれは信頼できる農場なので、そういうことは一切やらないと考えているのか、いかがなのでしょう。

○菊池畜産課総括課長 県といたしましては、今回の事案は非常に遺憾と考えております。これまでも県では、飼養衛生管理基準に基づき、牛であれば5年に1回、各家畜保健衛生所が全ての農場に必ず出向いて、コンプライアンスの部分を含めまして、きちんとやっているかどうかを確認しております。こういった取り組みについて、いずれ本県としてはこのような事態が二度と発生しないように、継続して行うことを考えております。

なお、国で今回の事案を踏まえていろいろ調査しておりますので、それに対して県が協力するというので、その中でこのような事案については県内で発生していないということは確認しております。

○佐々木努委員 森林経営計画についてお伺いしたいと思います。

この制度、今年6年目になるのでしょうか。各市町村でも策定に取り組まれていると思うのですが、最新のものがもしあれば、策定率あるいは策定面積、それから県の目標に対してどの程度進んでいるのかということをお知らせいただきたいと思います。

○橋本森林整備課総括課長 森林経営計画の策定面積等についての御質問ですけれども、平成30年3月末現在の数字で、策定面積、認定面積は19万2,825ヘクタールということで、これは民有林の約25%の数字となっています。

目標につきましては、平成29年度末で25%ですけれども、それを30%まで上げるというのが当面の目標になっております。今年度で30%の23万7,000ヘクタールまで上げるということになっております。

○佐々木努委員 定かな記憶ではないのですが、北海道では策定率が6割ぐらいまで進んでおり、全国でも結構進んでいるところがあるわけで、岩手県も確かに森林面積が北海道に次いで多いのですから、なかなか大変だと思いますけれども、一方ではそれよりどんどん進んでいる先進県もあるわけなので、何とか岩手県も林業県としてこれを進めていかないと、なかなか林業の生産、木材の生産等についても、これから進んでいかないのではないかと思うわけです。私的には、もう5年、6年目なので、進んでもいいのではないかなと思うのですが、それがなかなか進まない要因は何なのか。それから、県としてこの間、あるいは今年度、どのような取り組みによってその目標の30%に近づけていこうとしているのか、そこも教えていただきたいと思います。

○橋本森林整備課総括課長 北海道の森林経営計画は全国でも突出しており、そのカバー率がすごく高いところでありまして、全国的に見ますと、大体3割程度の集約率といえますか、認定率になっています。

策定が進まない理由については、いろいろな要因があるかと思いますが、やはり所有者



の関係が不明であったりなどでなかなか進んでいないというのが今までの状況でありました。県として今までの森林経営計画の策定については、今年も大規模な森林所有者ですとか、そういったところに働きかけるということで、林業普及指導員を中心に取り組んできたところでもあります。

来年度以降につきましては、新たな森林管理システムができますので、今までの森林経営計画の策定プラス来年度から新たな森林経営計画である市町村が中心になって集約化を図る取り組みが始まりますので、そういった取り組みとあわせて形で数値を上げていきたいと考えております。当然認定率も上がりますけれども、そういった形でこれまでの森林経営計画の策定に向けた取り組みプラス来年度から始まる市町村が中心となって集約化を進める新たな森林管理システム、それとの併用で認定率を上げていきたいと考えております。

○佐々木努委員 国が進めている新たな森林環境譲与税による事業等々、この経営計画のかかわりというのは、これからどういうふうになっていくのか、県でどのようにそこを見ていこうとしているのかは、今のお話のとおりということで、それ以上のものはないのかどうか。

○大畑林業振興課総括課長 新しい森林管理システムは、来年4月から始まるということで法律はできております。それとあわせて森林環境譲与税が来年4月から各市町村、各都道府県に配分されるということで、今国で準備を進めており、多分年末の税制改正大綱、税制改正法案の中でそういったものが出てくるだろうと思っております。

新しい森林管理システムについては、所有者の意向の調査、あるいは境界の確認、それらの事務を担う市町村の取り組み、そういったところに森林環境譲与税を活用することができます。今市町村でどういうところに森林環境譲与税を使うかについては、まだ具体化している部分は少ないのですけれども、国からも市町村の意向を確認し、アンケート調査をしましょうということで話が来ております。まだ集約中ですけれども、初年度ということで、所有者の意向調査ですとか、森林林業に精通した職員はなかなか少ないですので、そういった専門職員の雇用といったところにまずは森林環境譲与税を充てようという話が聞こえてきているという状況であります。市町村とすれば、まだこれから森林環境譲与税の活用方策を見定めていくという状況かなと思っております。

それから、県にもあわせて森林環境譲与税が配分されるということになっておりますけれども、県の森林環境譲与税は、市町村の取り組みを支援するという部分に活用するということになっています。これから県も来年度予算に向けた事業の構築が始まりますので、そういった検討の中で、市町村の取り組みを後押しできるような形で、何らかの形で事業を確立していきたいと考えております。

○佐々木努委員 それはわかりますけれども、森林経営計画とのその管理というのがどうなっていくのか。つまり、今まで策定していたものについてもこれから見直しが入るということになるのか、その辺の見通しというのはどうなのか。

○橋本森林整備課総括課長 森林経営計画の認定した分についての今後の取り扱いの御質問かと思いますが、新しい制度、また新たな森林管理システムとか森林環境譲与税が入ってきますけれども、認定面積についての制度が変わることでの変更といったものはなくて、森林経営計画の認定面積がこのまま累積されるという形になってきますし、新たな森林管理システムのもとで市町村が集約化する森林でも、森林補助事業とかそういったものが必要となるのであれば、森林経営計画は策定することになりますので、新たに制度の見直しはいろいろありますけれども、森林経営計画の認定面積そのものは累積されていく形になります。

○佐々木宣和委員 私からはツキノワグマに関して伺いたいと思います。

新聞、テレビ等々で熊の被害、目撃情報が結構出ているかと思いますが、その実態というのをどう把握されているのか。目撃情報と被害情報というのがどういう状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○中村担い手対策課長 ツキノワグマにつきましては、目撃される件数がふえているという状況であります。平成29年度につきましては、山林のブナの実などの堅果類が不作となったこともありまして、農地への出没が増加し、これに伴いまして被害面積につきましては、速報値ですが、55ヘクタールと前年より9ヘクタール増加しております。被害金額につきましては、約4,000万円と、前年度と比べて約800万円増加した状況であります。

○佐々木宣和委員 熊の被害があるというところで、捕獲の話なのですが、現状で市町村に権限が与えられている部分と県が持っている部分があって、私も細かいところまで把握できていないのですが、何頭までは市町村でやれると、それ以上になったら県に確認をしないといけないということを知ったのですけれども、その実態というのを教えてくださいか。

○中村担い手対策課長 ツキノワグマの捕獲頭数につきましては、ツキノワグマ管理検討委員会で年間捕獲頭数が363頭と決定されております。各市町村が持っている緊急時に捕獲できる頭数につきましては、自然保護課で管理しておりまして、今時点でデータを持ち合わせておりません。

○佐々木宣和委員 自然保護課でその363頭の割り振りをしているということでしょうか。

○中村担い手対策課長 年間捕獲頭数については、おおむね363頭に近い頭数を捕獲しておりまして、割り当て頭数につきましては、自然保護課で各市町村に割り振りしておりますが、各市町村の間でも調整しながら、捕獲頭数が上限に達した市町村については、隣の市町村と融通するという方法で進めていると聞いております。

農業のほうにおきましては、ツキノワグマの捕獲ではなくて追い払いが基本となっております。捕獲というのはあくまでもどうしてもというときにであり、有害捕獲としての頭数というのはほとんどないという状況であります。

○佐々木宣和委員 では別のほうで聞いてみたいと思いますけれども、市町村要望で各市

町村に伺った際にこの熊の被害、また捕獲に関する要望等というのは非常に多かったところであります。要は上限を超えるぐらい出ているという、県全体でも非常に大きな被害になっているのかなと思いますし、農業被害もそうなのですけれども、この間北上市でたしか民家に熊が入ったみたいな人的被害も出てきそうなニュースもあったかと思います。そういったこともあって、担当は環境生活部ですが、農林水産部と連携しながら取り組んでいただきたいですし、また恐らく捕獲頭数を市町村に割り振って広域で数字を融通し合う形かと思うのですけれども、それを市町村間でできればいいのでしょうか、その辺もうまく県が入ってやっていただいて、スピード感を持ってやらないと、本当に被害が大きくなると思っています。担当部局ごとの協力というのをお願いしたいと思います。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。